

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象地域一覧
 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名		〈参考〉					対象地域
		・当該加算は、中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービス提供した場合に算定できる。(サービスを提供する事業所の所在地に制限なし)					
合併		山村振興法第2条第1項指定 a	豪雪地帯対策特措法第2条第1項、第2項指定 b	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特措法第2条第1項規定 c	特定農山村法第2条第1項規定 d	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項規定 e	a+b+c+d+e
H27.4.1現在の標記		R3.3.31現在			R3.4.1から変更あり		
前橋市	前橋市、大胡町、宮城村、粕川町、富士見村	—	—	—	旧富士見村大洞・箕輪地域、西大河原地域	—	旧富士見村大洞・箕輪地域、西大河原地域
高崎市	高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、榛名町、吉井町	倉渕町岩氷、倉渕町川浦、倉渕町水沼	旧鳥淵村	旧倉渕村、旧榛名町、旧箕郷町	倉渕町相満地域	旧倉渕村、旧岩平村	旧倉渕村、旧榛名町、旧箕郷町、旧岩平村
桐生市	桐生市、新里村、黒保根村	梅田町、黒保根町	旧梅田村、旧飛駒村、旧黒保根村	—	—	旧黒保根村	旧桐生市、旧黒保根村
沼田市	沼田市、白沢村、利根村	佐山町、上発知町、中発知町、発知新田町、下発知町、岡谷町、奈良町、秋塚町、利根町	旧池田村、旧東村、旧赤城根村	旧沼田市、旧利根村	岩本町上野地域、利根町根利・穴原・追貝原地域	旧池田村、旧利根村	旧沼田市、旧利根村
渋川市	渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村、伊香保町	小野子、村上	旧小野上村	旧渋川市、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町	旧小野上村開拓地域、旧赤城村栄・棚下地域	旧小野上村、旧伊香保町	旧渋川市、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町、旧赤城村
藤岡市	藤岡市、鬼石町	金井、下日野、上日野、三波川	旧日野村、旧三波川村	—	妹ヶ谷地域、南地域	旧日野村、旧鬼石町	旧日野村、旧鬼石町
富岡市	富岡市、妙義町	—	—	—	—	旧丹生村、旧妙義町	旧丹生村、旧妙義町

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象地域一覧
 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名		＜参考＞					対象地域	
		・当該加算は、中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービス提供した場合に算定できる。(サービスを提供する事業所の所在地に制限なし)						
		山村振興法第2条第1項指定 a	豪雪地帯対策特措法第2条第1項、第2項指定 b	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特措法第2条第1項規定 c	特定農山村法第2条第1項規定 d	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項規定 e	a+b+c+d+e	
合併		H27.4.1現在の標記		R3.3.31現在		R3.4.1から変更あり		
安中市	安中市、松井田町	松井田町坂本、松井田町原、松井田町入山、松井田町北野牧、松井田町西野牧、松井田町土塩、松井田町新井、松井田町上増田	旧坂本町、旧細野村	—	入山・北野牧地域、上増田地域	旧後閑村、旧松井田町	—	旧松井田町、旧後閑村
みどり市	笠懸町、大間々町、勢多郡東村	東町、大間々町浅原、大間々町塩原、大間々町小平、大間々町長尾根	旧東村、旧福岡村	—	—	旧東村	旧東村	旧東村、旧福岡村
榛東村		—	—	○	—	—	—	○
吉岡町		—	—	○	—	—	—	○
上野村		○	○	—	三岐地域、塩ノ沢地域、黒川地域	○	—	○
神流町	万場町、中里村	○	○	—	—	○	○	○
下仁田町		大字下小坂、大字中小坂、大字上小坂、大字東野牧、大字本宿、大字西野牧、大字南野牧	旧小坂村、旧西牧村	—	栗山地域、上小坂地域、南野牧地域、市野萱地域、西野牧地域、矢川地域、上青倉地域、土谷沢地域、東野牧地域、中小坂地域、大東地域、上鎌田地域	○	○	○

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象地域一覧
 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名		＜参考＞						対象地域
		・当該加算は、中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービス提供した場合に算定できる。(サービスを提供する事業所の所在地に制限なし)						
合併		山村振興法第2条第1項指定 a	豪雪地帯対策特措法第2条第1項、第2項指定 b	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特措法第2条第1項規定 c	特定農山村法第2条第1項規定 d	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項規定 e	a+b+c+d+e	
H27.4.1現在の標記		R3.3.31現在			R3.4.1から変更あり			
南牧村		大字大日向、大字六車、大字大仁田、大字砥沢、大字星尾、大字羽沢、大字熊倉	旧月形村、旧尾沢村	—	星尾地域、高原大久保地域、桧沢地域、	○	○	○
甘楽町		—	—	—	国峰地域、那須地域、久保地域	—	—	国峰地域、那須地域、久保地域
中之条町	六合村	大字山田、大字上沢渡、大字下沢渡、大字四万、大字折田、大字赤岩、大字日影、大字小雨、大字生須、大字太子、大字入山	旧沢田村、旧六合村	○	奥反下地域、蟻川地域、日向見地域、大岩地域、赤岩地域、日影地域、太子・湯久保地域、小雨・生須地域、田代原・品木地域、小倉・長平・根広地域、和光原地域、引沼・世立・京塚地域	○	○	○
長野原町		○	○	○	—	○	○	○
嬭恋村		○	○	○	古永井地域、鹿沢地域、田代地域、大平地域、中原・山梨開拓地域、長井地域、干保地域、仁田沢地域、細原地域、門貝地域、今井地域、万座地域、浅間開拓地域	—	—	○
草津町		—	—	○	—	—	—	○
高山村		○	○	○	北之谷地域、梅沢茶屋ヶ松地域	○	—	○

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象地域一覧
 (色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

R3.4.1確認

市町村名		＜参考＞						対象地域
		・当該加算は、中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービス提供した場合に算定できる。(サービスを提供する事業所の所在地に制限なし)						
合併		山村振興法第2条第1項指定 a	豪雪地帯対策特措法第2条第1項、第2項指定 b	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特措法第2条第1項規定 c	特定農山村法第2条第1項規定 d	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項規定 e	a+b+c+d+e	
H27.4.1現在の標記		R3.3.31現在			R3.4.1から変更あり			
東吾妻町	吾妻郡東村、吾妻町	大字五町田、大字箱島、大字岡崎、大字新巻、大字奥田、大字郷原、大字矢倉、大字岩下、大字松谷、大字三島、大字厚田、大字大戸、大字菰生、大字本宿、大字須賀尾、大字大柏木	旧東村、旧岩島村、旧坂上村	○	手古丸地域、泉沢地域、十二ヶ原地域、高日向・大平地域、烏帽子・長藤地域、飯米場地域、大石地域、上の沢地域	旧吾妻町	○	○
片品村		○	○	○	摺淵地域、鍛冶屋地域、登戸・栃久保地域、山崎地域、栗生地域、針山地域、戸倉地域	○	○	○
川場村		○	○	○	—	○	—	○
昭和村		—	—	—	中野下地域、大河原地域	—	—	中野下地域、大河原地域
みなかみ町	月夜野町、水上町、新治村	藤原、夜後、栗沢、綱子、幸知、湯捨曾、大穴、吉本、鹿野沢、小日向、高日向、寺間、小仁田、川上、湯原、阿能川、谷川、向山、永井、吹路、猿ヶ京温泉、相俣、須川、東峰、入須川、西峰須川、布施、湯宿温泉、新巻、羽場、師田	旧水上町、旧新治村	○	永井地域、吹路地域、赤谷地域、入須川地域、恋越地域、笠原地域、藤原地域	○	○	○